

特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

和光市では、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づいて、市立小・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減するために、世帯の収入等に応じ、就学のための必要な経費(学用品費・給食費等)の一部を支給しています。

対象者について

- ① 市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- ② 学校教育法施行規則第140条の規定により、通級指導教室に通っている児童生徒の保護者
 - * 通級指導教室に通っている方は通級指導教室への通学にかかる交通費のみが支給対象になります。

申請手続きについて

申請の時期(5月から6月頃を予定)となりましたら、在籍している学校から申請書等が配付されますので申請手続きをお願いします。

- * 申請には、世帯員(令和5年12月末日現在)で19歳以上の方(扶養の範囲内で収入があった方を含む)及び18歳以下であっても収入があった方の住民税(市・県民税)申告が必要です。19歳以上で収入が無かった方は、収入が無かった旨を申告してください。
- * 令和6年1月1日に市外に在住していた方(令和5年12月末日現在で19歳以上の方及び18歳以下であっても収入があった方)は令和5年分の合計所得金額及び所得控除の内訳が記載された証明書(課税証明書、所得証明書等)の提出が必要です。

補助費目について

最も補助経費が多い世帯を想定したものです。世帯員の合計所得金額の状況等により支給の対象とならない場合があります。また、就学援助費を受給している場合、同様の補助がある経費については対象になりません。

補助費目	支給上限額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (対象:小学1年生、中学1年生)	小学校:25,555 円 中学校:30,490 円
学用品・通学用品購入費 (対象:全学年)	小学校:5,820 円 中学校:11,370 円
校外活動費(遠足・社会科見学等) (対象:全学年)	実費の2分の1を支給 (それぞれ年間に1回分を支給)
修学旅行費 (対象:小学6年生、中学3年生)	小学校:10,790 円
林間学校費 (対象:小学5年生、中学2年生)	中学校:28,860 円
学校給食費 (対象:全学年)	実費の2分の1を支給
オンライン学習通信費 (対象:全学年)	小学校:7,000 円 中学校:7,000 円

通学費 (対象:全学年)	通学にかかる交通費の額を支給
交流学习交通費 (対象:全学年)	交通費の額を支給
職場実習交通費 (対象:中学生)	交通費の額を支給

* 通学費・交通費の支給は、最も経済的な通常の経路及び方法による経費を対象としています。

* 支給上限額は変更となることがあります。

昨年度からの申請手続きの変更について

保護者等の負担軽減を図るため申請手続きが簡素化されました。

① 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費及び学用品・通学用品購入費

昨年度までは、申請時に購入した物品の領収書等の提出が必要でしたが、提出が不要となりました。支給上限額を定額支給します。

② オンライン学習通信費

昨年度までは、申請時に通信費の領収書等の提出が必要でしたが、提出が不要となりました。学校からの指示により、家庭でのオンライン学習を実施した月数に応じて支給します。

③ 通学費(公共交通機関を使用した場合)

昨年度までは、通学にICカードを使用している場合はICカードの写し及び利用履歴、定期券を使用している場合は定期券の写し、現金を使用した場合は領収書等の提出が必要でしたが、利用履歴及び領収書等の提出が不要となりました。通学費を要した日数及び経路に応じて支給します。また、保護者等が付添にかかる交通費の額を支給します。

* ICカード(定期券)を使用している場合は、申請時にICカード(定期券)の写しの提出が必要です。

* 申請時に、通学費を要した日数及び経路を申告する必要がありますので、各学期ごとの通学費を要した日数及び経路を把握しておく必要があります。

④ 通学費(保護者等が自家用車等で送迎した場合)

昨年度までは、公共交通機関を使用した場合にかかる交通費を支給対象としていましたが、保護者等が自家用車等で送迎した場合にかかるガソリン代(支給上限額あり)が支給対象となりました。

* 保護者等が自家用車等で通勤途中等に、学校へ送迎する場合はガソリン代の支給の対象外となります。

* 申請時に、送迎を行った回数及び経路を申告する必要がありますので、各学期ごとの送迎を行った回数及び経路を把握しておく必要があります。

【問合せ】 和光市教育委員会 学校教育課 学務担当

電話 048-424-9148(直通)